

工事名称 R 8 サテライト鴨島解体工事

工事場所 吉野川市鴨島町牛島2194番1

#### 工事概要

本館棟 鉄骨造 平屋建て 延床面積339.00m<sup>2</sup>

自転車置場 鉄骨造 平屋建て 延床面積 8.03m<sup>2</sup>

休憩所 鉄骨造 平屋建て 延床面積 6.72m<sup>2</sup>

外構

に係る解体工事一式

外構工事（復旧）

#### 工事期間

契約締結日の翌日から令和8年9月18日まで

刊行物は次の単価を採用している。

- |         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| ・建設物価   | 2026年4月 | ・積算資料    | 2026年4月 |
| ・建築施工単価 | 2026年4月 | ・建築コスト情報 | 2026年4月 |

積み上げ共通仮設費として次のものを計上している。

- ・交通誘導警備員 15人
- ・トラックレーン1日

共通費は、公共建築工事共通費積算基準（令和7年版）により算定している。

仮設トイレは、上記基準による共通仮設費率に含まれている。

本工事において、「洋式トイレ」や「快適トイレ」を設置した場合は、「和式トイレ」との差額分を共通仮設費に積み上げて設計変更する。

法定外労災保険に係る費用並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）については、現場管理費に含まれている。

## 留意事項（R8 サテライト鴨島解体工事）

本工事の入札にあたり、次の内容につきまして、十分ご留意いただきますようお願いいたします。

- 1 サテライト鴨島（解体対象施設）は、令和8年5月21日まで限定的な営業をおこなっているため、電気の引き込み及びガス等の撤去は、6月初旬頃となります。
- 2 浄化槽の汲み取り、清掃、消毒は発注者が行います。



名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		













とりこわし工事		とりこわし(電気)				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
幹線	解体					
引込柱撤去	10m × 190 × 350kg	1	本			
引込盤 S-1 撤去		1	面			
電灯分電盤 L-1 撤去		1	面			
動力盤 M-1 撤去		1	面			
電灯(照明分岐)	解体					
Hf蛍光灯器具 撤去 A	露出形 FHF 32W × 2	28	個			
Hf蛍光灯器具 撤去 B	露出形 FHF 32W × 1	2	個			
Hf蛍光灯器具 撤去 C	埋込形 FHF 32W × 1	19	個			
Hf蛍光灯器具 撤去 D	埋込形 FHF 32W × 2	17	個			
FDL蛍光灯器具 撤去 E	埋込形 FDL 27W × 1	6	個			
FDL蛍光灯器具 撤去 F	埋込形 FDL 18W × 1	6	個			
FDL蛍光灯器具 撤去 G	埋込形 FDL 13W × 1	11	個			
FPL蛍光灯器具 撤去 H	露出形 FPL 13W × 1	4	個			
FL蛍光灯器具 撤去 I	露出形 FL 15W × 1	1	個			

とりこわし工事		とりこわし(電気)				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
FL蛍光灯器具 撤去 K	埋込形 FL 20W × 1	2	個			
RF白熱灯器具 撤去 L	投光器 RL 180W × 1	6	個			
非常灯器具 撤去 7	埋込形 JE 9W × 1	4	個			
非常灯器具 撤去 1	埋込形 JE 13W × 1	2	個			
非常灯器具 撤去 9	埋込形 JE 30W × 1	3	個			
通信情報	解体					
保安器函		1	個			
天井埋込形ス'-カ- 撤去		2	個			
アンプ 撤去		1	台			
防災	解体					
警報盤		1	個			
非常警報装置		2	台			
構内配電線路 通信線路	解体					
600V CVケーブル 撤去	100mm <sup>2</sup> - 3C 管内 -	6	m			
600V CVケーブル 撤去	60mm <sup>2</sup> - 3C FEP内 -	29.4	m			

## とりこわし工事 細目別内訳

15

とりこわし工事		とりこわし(電気)				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
600V CVケーブル 撤去	38mm2- 3C 管内	6	m			
600V CVケーブル 撤去	38mm2- 3C FEP内	19.6	m			
600V CVケーブル 撤去	14mm2- 1C FEP内	20	m			
着色識別 <sup>※</sup> 緑ビニール絶縁 緑ビニールケーブル	0.9 mm- 3C 管内	2.4	m			
同軸ケーブル 撤去	S- 7C- FB	21.8	m			
無停電電源装置 撤去		1	台			
テレビアンテナ撤去	2段 アンテナスト共	1	組			
パラボラアンテナ撤去	アンテナスト共	1	組			
発電機撤去	定格出力23.5KVA	1	台			
消火器撤去	保管箱共	2	本			
計						

## とりこわし工事 細目別内訳

16

とりこわし工事		とりこわし(機械)				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
【管】						
和風便器撤去	洗浄弁式 再使用しない	3	組			
大便器撤去	洗浄弁式 再使用しない	1	組			
大便器撤去	高座面形 洗浄弁式 再使用しない	1	組			
小便器撤去	専用洗浄弁式床置小便器 再使用しない	2	組			
仕切板撤去	小便器用、陶製 再使用しない	1	個			
洗面化粧台撤去	再使用しない	4	組			
洗面化粧台撤去	再使用しない	3	組			
身障者用洗面器	水栓1個 再使用しない	1	組			
掃除流し撤去	ハック付き掃除流し 再使用しない	2	組			
鏡撤去	再使用しない	4	枚			
身障者用鏡撤去	再使用しない	1	枚			
紙巻器 撤去		5	個			
棚 撤去		2	個			
散水栓(箱共) 撤去	13A -	3	個			

とりこわし工事 細目別内訳

とりこわし工事		とりこわし(機械)				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
水栓柱 撤去		3	個			
ガス瞬間湯沸器 撤去	給湯専用 壁掛式 開放式 10号	1	台			
ガス瞬間湯沸器 撤去	給湯専用 壁掛式 開放式 24号	1	台			
パイプ・配管用 炭素鋼管(白) 撤去	ねじ接合 地中配管 15A	8.3	m			
ガス供給装置撤去	2本立	1	組			
量水器撤去	50A	1	個			
量水器きょう 撤去	50A -	1	個			
給水・耐衝撃性 塩ビ管(HIVP) 撤去	地中配管 20A -	34.9	m			
給水・耐衝撃性 塩ビ管(HIVP) 撤去	地中配管 25A -	9	m			
給水・耐衝撃性 塩ビ管(HIVP) 撤去	地中配管 40A -	3.8	m			
給水・耐衝撃性 塩ビ管(HIVP) 撤去	地中配管 50A -	39.2	m			
排水・硬質 塩化ビニル管 撤去	地中配管 65A -	2.1	m			
排水・硬質 塩化ビニル管 撤去	地中配管 75A -	8.7	m			
排水・硬質 塩化ビニル管 撤去	地中配管 100A -	73.2	m			
排水・硬質 塩化ビニル管 撤去	地中配管 125A -	21.8	m			

とりこわし工事 細目別内訳

とりこわし工事		とりこわし(機械)				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
排水・硬質 塩化ビニル管 撤去	地中配管 150A -	23	m			
小口径樹	プラスチック樹 125-200	11	組			
イバート樹撤去	SC-2	4	組			
ため樹撤去	RC-1 MHA-350	5	組			
ため樹撤去	RC-2 MHA-450	4	組			
ため樹撤去	RC-3 MHA-600	4	組			
ため樹撤去	RC-3 格子蓋 中耐仕様	2	組			
FRP製浄化槽撤去	28人槽 埋戻し共	1	式			
【空調】						
(AC-1) 空気熱源パッケージ エアコン撤去	天井埋込形 冷房:22.4kW	1	台			
(AC-2) 空気熱源パッケージ エアコン撤去	天井埋込形 冷房:16.0kW	1	台			
(AC-3) 空気熱源パッケージ エアコン撤去	天井埋込形 冷房:11.2kW	1	台			
(AC-4) 空気熱源パッケージ エアコン撤去	天井埋込形 冷房:25.0kW	1	台			
(AC-5) ルエアコン撤去	壁掛形 冷房:4.5kW	1	台			
冷媒・被覆銅管 撤去	6.4外径(1/4B) -	13.9	m			









外構工事		外構工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
既存西側進入部 閉鎖		1	式			別紙 00-0011
既存フェンス取付	加工とも	1	か所			
目あらし	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 床	0.2	m <sup>2</sup>			
目あらし	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 壁	0.2	m <sup>2</sup>			
型枠		1.1	m <sup>2</sup>			
面木・目地棒	15*15*20 面木	1.8	m			
(個別) 差筋アカー	D13	14	本			
異形棒網	SD295 D13	4.2	kg			
鉄筋加工組立		0.1	t			
ｺﾝｸﾘｰﾄ	F 0 = 21N/mm <sup>2</sup> S = 1 5 吉野川 2	0.1	m <sup>3</sup>			
(個別) ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間		0.1	m <sup>3</sup>			
天端ｺﾝｸﾘｰﾄ 直均し仕上げ	金ごて	0.9	m			
簡易舗装		1	式			
計						

# R 8 サテライト鴨島解体工事

建 築 (意匠図・構造図)				電気設備図		管設備図	
図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名
A-00	表紙・図面目録	A-15	部分詳細図 2	E-01	凡例	P-01	凡例 1
共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	A-16	建具配置図・天井伏図	E-02	配置図	P-02	凡例 2
共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	A-17	建具表 1	E-03	盤結線図 1	P-03	器具表
共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	A-18	建具表 2	E-04	盤結線図 2	P-04	会所リスト
解特-01・02	解体工事特記仕様書(1)(2)	A-19	雑詳細図 1	E-05	照明器具姿図	P-05	配置図
解特-03・04	解体工事特記仕様書(3)(4)	A-20	雑詳細図 2	E-06	幹線・動力・弱電設備図	P-06	給水・L P G 配管設備図
A-01	附近見取図・配置図・丈量図	A-21	外構配置図	E-07	電灯設備図	P-07	排水設備図
A-02	外部・内部仕上表	A-22	外構詳細図 1	E-08	コンセント設備図	P-08	平面詳細図
A-03	平面図	A-23	外構詳細図 2	E-09	非常照明・非常警報・消火器設備図	P-09	小型合併処理浄化槽 フローシート
A-04	立面図・断面図	A-24	外構詳細図 3	E-10	発券機、他用電気設備図	P-10	小型合併処理浄化槽 平面図・断面図
A-05	屋根伏図	A-25	外構詳細図 4			P-11	小型合併処理浄化槽 配筋図
A-06	矩計図	A-26	外構詳細図 5				
A-07	平面詳細図 1	A-27	外構詳細図 6				空調設備図
A-08	平面詳細図 2	A-28	撤去後 外構配置図			M-01	凡例 1
A-09	展開図 1					M-02	凡例 2
A-10	展開図 2	S-01	基礎伏図・配筋リスト			M-03	機器表
A-11	展開図 3	S-02	小屋伏図			M-04	空調設備図
A-12	展開図 4	S-03	軸組図 1			M-05	換気設備図
A-13	展開図 5	S-04	軸組図 2				
A-14	部分詳細図 1	S-05	架構図				

小松島市

工事名：R8 サテライト鴨島解体工事

## 営繕工事共通仕様書

### I. 工事概要

- 工事名称

R8 サテライト鴨島解体工事

- 工事場所

吉野川市鴨島町牛島2194番地1

- 建物概要

建物名称	サテライト鴨島
構造・規模	鉄骨造 平屋建て
敷地面積	2,555.49(m2)
延床面積	339.0(m2)
消防法施行令別表第1の区分	15項 場外車券売場

- 工事種目

種目	工事概要
解体工事	建築撤去工事、設備撤去工事
	整地工事
	その他付帯工事

- 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を見込んでいない。

- 観測地点：環境省が公表する四国地方\_徳島\_ 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方\_徳島\_ 徳島 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

- その他

~~本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。~~

~~① 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。~~

~~② 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。~~

~~・受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。~~

~~・受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。~~

### II. 営繕工事共通仕様書

- 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書(令和4年改定)及び参考資料 令和5年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

- 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

- 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
  - 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
  - しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
  - 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- ② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
- なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

工事名：R8 サテライト鴨島解体工事

- 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

- 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

- 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

- 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賞金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の3)及び4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び揭示
受注者は、下請契約(以下の3)及び4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

- 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に揭示しなければならない。

- 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
  - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
  - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工士の資格を有する者とする。
- 工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改訂)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダントラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

⑪ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

⑬ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

⑳ 受注者は、工事施設途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。



工事名： R 8    サテライト鴨島解体工事

#### 18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

#### 19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
  - ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
  - ・当初請負金額が200万円未満の工事

#### 20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事  
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事  
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事  
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### 21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事中にしゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

#### 22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

#### 23. 完成図等

- ① 電子納品：非対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

#### ③ 提出書類

- ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
- ・工事写真（電子データ1部）
- ・使用材料一覧表（竣工図表紙表面に貼付、電子データ1部）
- ・保全に関する資料
- ・その他監督員が指示する図書（必要部数）

- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びJWW形式をCD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

#### 24. デジタル工事写真の黒板板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の黒板板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

#### 25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物  
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保除外工事  
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
  - ・杭及び基礎工事    ・コンクリート躯体工事    ・屋外付帯工事    ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額  
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期  
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
  - ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
  - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

工事名： R 8    サテライト鴨島解体工事

#### 26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### 27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

#### 28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

工事名：R 8 サテライト鴨島解体工事

## Ⅲ. 解体工事特記仕様書

### 1章 解体一般共通事項

- 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設管理者より作業中止の要望がある場合は、騒音、振動、粉塵等を伴う作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

- 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等（有 ・  無 ）

備品等名称	：	
保管場所	：	
注意事項	：	

- 施工調査
  - ① 調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 1 週間とする。切り直し時期については、監督員と協議のうえ決定する。
  - ② 特別管理産業廃棄物等の分析調査（  あり ・  なし ）。

- 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 15 日間配置すること。

  - ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（  義務付けられている ・  義務付けられていない ）
  - ② 警備員は、延 15 人（昼 15 人、夜 人:うち検定合格警備員 15 人）を見込んでいる。
  - ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
  - ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
  - ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

- 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

- ① 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地(処分地)	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位
木くず	鎌田産業(株)(中間処理)		吉野川市鴨島町牛島3120	0.7	15,000	t
コンクリート類(無筋)	阿波舗道(株)(中間処理)		阿波市土成町吉田字原田市の三35	6.5	800	t
コンクリート類(有筋)	阿波舗道(株)(中間処理)		阿波市土成町吉田字原田市の三35	6.5	800	t
アスファルト	阿波舗道(株)(中間処理)		阿波市土成町吉田字原田市の三35	6.5	900	t
廃プラ	キカワ鋼業(株)		徳島市不動西町2丁目1558番地の1	11.6	50,000	t
混合廃棄物	徳島リサイクル工業(株)	○	徳島県阿波市阿波町五明141番地の1	19.8	23,000	m <sup>3</sup>
ガラス	(株)フクブル		徳島市上八万町田中1148-1	17.2	8,000	t
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美西原284-1	13.7	15,000	t
金属くず	(株)ヤンググリーン		徳島市論田町新開66-37	26.0	10,000	t
汚泥	阿波バラス(株)		吉野川市山川町堤外141-11	14.1	13,000	t
アスベスト含有材	(株)明和グリーン		三好市山城町寺野字大休場956	69.0	36,000	m <sup>3</sup>

- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
  - 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
  - コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
  - 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ② 特別管理産業廃棄物（  石綿含有材 詳細は図面及び分析調査書による ）

処理方法（  部材毎に処理方法を選定し施工計画書を提出の上、適正に処理する ）
  - ③ 特殊な建設副産物（  ）

処理方法（  ）
  - ④ ポリサルファイド系PCB含有シーリング材については、撤去後建物所有者へ移管すること。

建物名称	該当箇所

- 1) PCB含有シーリング材が残らないよう下地が露出する程度まで極力除去すること。
- 2) 作業員は保護手袋・保護マスクを着用し、散逸しないよう注意しながらカッターナイフ等により撤去する。撤去物は、ポリエチレン製の袋に回収し、保管容器に収納し建物所有に移管する。撤去物は、ポリエチレン製の袋に回収し、保管容器に収納し建物所有に移管する。
- 3) 休憩時及び作業終了時には必ず手洗いを行うこと。また、作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収すること。

工事名：R 8 サテライト鴨島解体工事

6. 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、場内敷き均しとして、不用分のみ場外搬出指定処分とする。

7. 有価材の処理
  - ① 有価材（  鉄骨・軽量鉄骨 ・  アルミサッシ ・  スチールサッシ ）
  - ② 古物商で適切に処理すること。

8. 技能士の適用
  - ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
  - ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
  - ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をすとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
  - ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
  - ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業

9. 周辺家屋等の対応
  - ① 工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。

#### 2章 解体仮設工事

1. ベンチマーク

設計GLの設定は、BM（  図示 ）を±0とし、NGLはBM±（  0 ）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

2. 足場等
  - ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
    - 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
    - 2) (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
  - ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
  - ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

- ④ 外部足場(図示の通り)
  - ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下)
  - ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- ⑤ 内部足場(図示の通り)
  - ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)
- ⑥ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- ⑦ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑧ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
- ⑨ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。

3. 監督員事務所
  - ① 監督員事務所は（  設ける（面積 m2程度） ・  設けない ）

4. 工事用用水、電力等
  - ① 既存電力利用（  出来る ・  出来ない ）、電力料金（  有償 ・  無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。
  - ② 既存用水利用（  出来る ・  出来ない ）、電力料金（  有償 ・  無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。

5. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等
  - ① 同用地は、（  図示の場所に ）  用意していないので業者にて（  ）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
  - ② 借地借家料 円

#### 3章 解体施工

1. 一般事項
  - ① 空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。
  - ② 建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。
  - ③ 解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。
  - ④ 解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。
    - 1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面
    - 2) 内装材を分別して集積したところ(特にせこうボードは他のボードと区別すること)
    - 3) 積み込み状況(車のナンバープレートを写し込むこと)
    - 4) 捨て場状況(車のナンバープレートを写し込むこと)

工事名：R 8 サテライト鴨島解体工事

#### 2. 工事の範囲

構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリートまで行い撤去すること。

#### 3. 騒音振動調査

① 本工事の施工に当たっては、騒音・振動を発生させる作業施工中、騒音・振動測定を実施し、騒音振動規制法等関係法令に基づく基準内及び周辺住民への影響を考慮した施工を行うこと。

- ② 騒音・振動の測定中に基準値を超えたことが確認された場合には現場監督員に速やかに連絡すること。
- ③ 測定は、作業場所の敷地境界で行い、測定法は騒音JIS Z 8731(騒音レベル測定方法)、JIS Z 8735(振動レベル測定方法)による。(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事施工 監理指針参考資料参照)
- ④ 騒音・振動の測定に先立ち、測定に関する実施計画書を提出し、監督員の承認を得た後、実施すること。
- ⑤ 測点数は 1 ッ所とし、位置は解体作業の進行に伴い移動するものとする。(延 30 日間を見込んでいる。)

#### 4. 構内舗装等

- ① 樹木等の伐採抜根及び移設 方法( )
- ② 舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

#### 5. 地下埋設物・埋設配管等

解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。

#### 6. 整地・埋戻し・盛土

埋戻しは、( 購入土 ・ クラッシュラン ・ **再生クラッシュラン** ・ **現場発生土** ・ 他工事の現場発生土 )とする。

#### 7. 工事中の排水

- ① 水中ポンプにて近隣側溝へ排水

#### 8. 墜落防止対策

- ① 2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。
- ② 手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、墜落制止用器具を使用したままの状態で作業を行えるよう考慮し、作業員に 墜落制止用器具の着用を徹底させること。

#### 9. 浄化槽

汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置( 行う ・ **行わない** )。

### 4章 アスベスト含有建材の除去等

#### 1. 一般事項

- ① 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
- ② 石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。
- ③ アスベスト粉塵濃度測定を( 行う ・ **行わない** )。
  - 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
  - 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
  - 報告書を( )部作成し監督員に提出すること。
  - 測定場所及び箇所は図示による。測定時期( )
- ④ 施工計画
  - 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。
  - アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
- ⑤ アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

#### 2. アスベスト含有成形板の除去

- ① 養生等
  - 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。

外部足場	種類:	枠組み本足場
	仕様:	2 枚布
	D=	90 cm
	シート種類:	防音シート
	囲う高さ:	m
  - 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。

内部足場	種類:	脚立足場
	仕様:	枚布
	D=	cm
	養生種別:	養生テープ、プラスチックシートt=0.15mm
- ② 工法
  - 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきかけて行うこと。
  - 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。

なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならぬ場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。

ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負担不要)を行う。

建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。
- ③ 除去箇所一覧表

階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法

④ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

#### ⑤ 施工記録等

- 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
- 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

工事名：R 8 サテライト鴨島解体工事

#### 3. アスベスト含有仕上塗材の除去

#### ① 工法

#### ② 除去箇所一覧表

階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法
		屋根	コロニアル	442	定性分析
1	車券売場・コンピューター室	床	ビニル床タイル(接着剤)	73.2	定性分析

#### ③ 隔離養生等

④ 除去したアスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包すること。

⑤ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

#### ⑥ 施工記録等

- 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
- 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。
- 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。



外部仕上表	
屋根	カラーベストコロニアル 葺 下地コンパネ (ア) 12の上アスファルトルーフィング940 風除室廻りはカラー鉄板 (ア) 0.4瓦棒葺
軒裏	ケイカル板 (ア) 6目透し (ジョイナー付) AEP 一部有孔板 風除室廻りはカラー鉄板スバンドレル
外壁	金属系断熱サイディング横張 (段付)、透湿防水シート下張 風除室廻りバラベツトはカラー鉄板スバンドレル
巾木	コンクリート打放し H=250
犬走り, ポーチ	モルタル金こて押え 目地切
軒樋	塩ビ角樋120W (カラー)
壁樋	塩ビパイプ75φ (カラー)

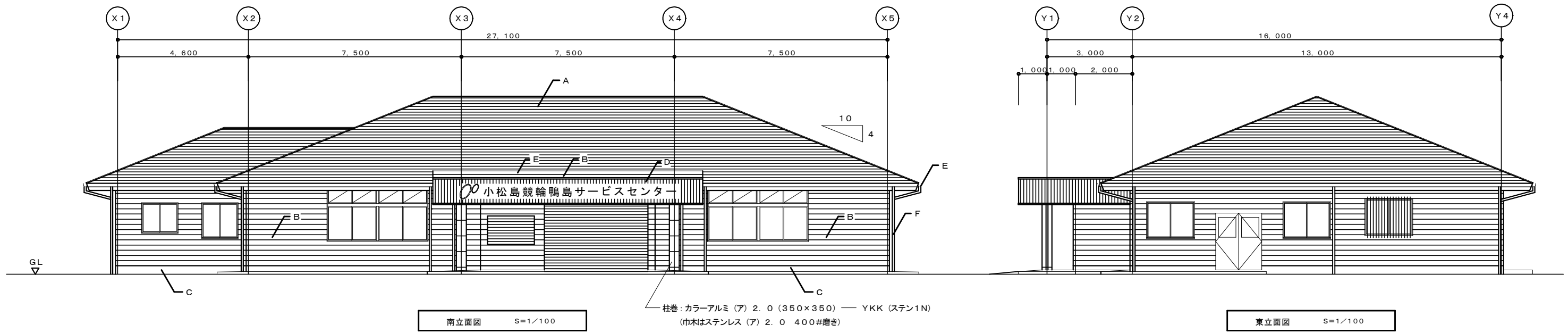
内部仕上表		耐火・防火・不燃認定表																									
階	室名	床								巾木				壁				天井				耐火・防火・不燃認定表					
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	適用	材料	認定番号	備考		
1	風除室	○				○	○																○	PB (ア) 12.5	不	1027号	
	新聞販売所						○	○		○													○	ケイカル板 (ア) 6	不	1001号	
	車券購入所	○				○	○			○													○	化粧PB (ア) 9.5	準不	2016号	吉野石膏 (ジプトン) 同等品
	通用口	○					○			○													○	ロックウール吸音板	不	1021号	
	警備員室		○				○			○													○	PB (ア) 9.5	準不	2027号	
	清掃員控室		○				○			○													○	金属系断熱サイディング	防火	624号	アイジー工業 (純壁) 同等品
	前室		○				○			○													○	カラーベストコロニアル	不	1003号	クボタ
	従事員入口		○				○			○													○	カラー鉄板スバンドレル	不	F-1041号	ヨドコウ (ヨドスパン) 同等品 付属品共
	従事員休憩室			○			○			○																	
	車券売場				○		○			○																	
	コンピューター室				○		○			○																	
	車券地保管所			○			○			○																	
	倉庫A						○			○																	
	倉庫B			○			○			○																	
	男子便所A					○				○														○			
	女子便所A					○				○														○			
	男子便所B			○		○				○														○			ステンレス床見切
	女子便所B			○		○				○														○			ステンレス床見切
	障害者便所					○				○														○			手摺

略号表		特記事項	
Co	コンクリート	GW	グラスウール10kg/m <sup>3</sup>
CB	コンクリートブロック	RWB	ロックウール吸音板
LGS	軽量鉄骨	SOP	合成樹脂調合ペイント
W	木造	VP	塩化ビニールエナメル
Mo	モルタル	AEP	アクリルエマルジョンペイント
PB	プラスターボード	CL	クリヤーラッカー

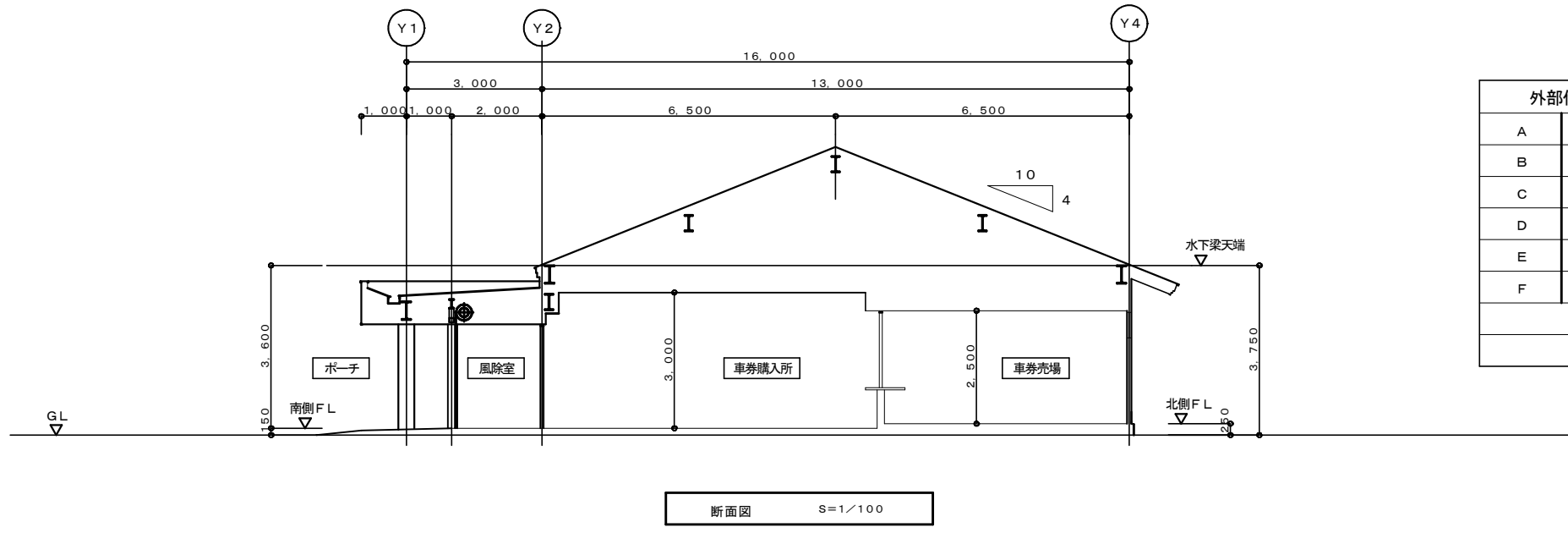
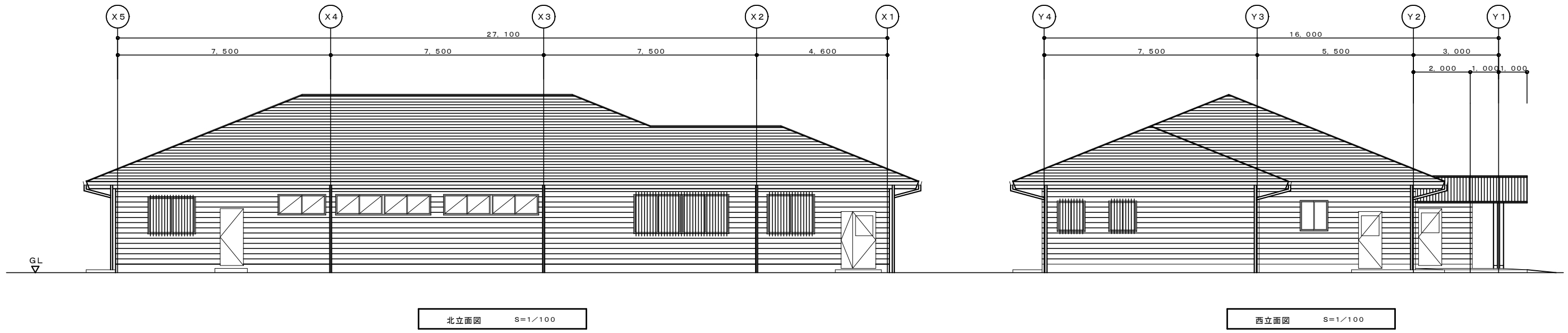
注 特記なき限り  
1.▷ はシーリング箇所を示す。 1. PB壁の出隅はアルミ コーナー 取付とする。  
2. LGS壁下地は、65形としスタッド@455とする。  
3. LGS壁脚線は、タイガー-NU工法 (吉野石膏) @455同等とする ( RC、CBに垂するボ-ド下地LGSの意)

※アスベスト含有建材  
・カラーベストコロニアル  
・ビニール床タイル (接着剤)

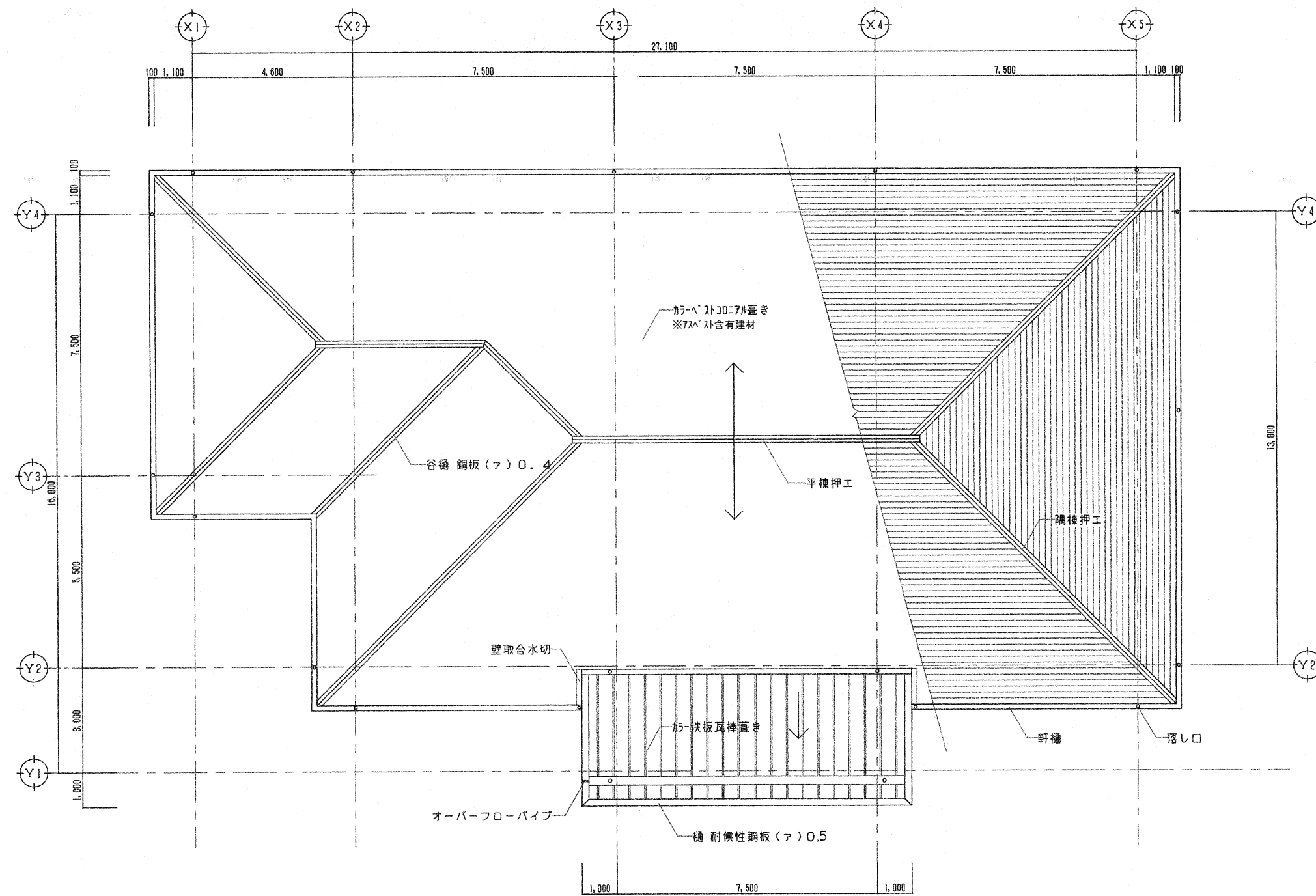




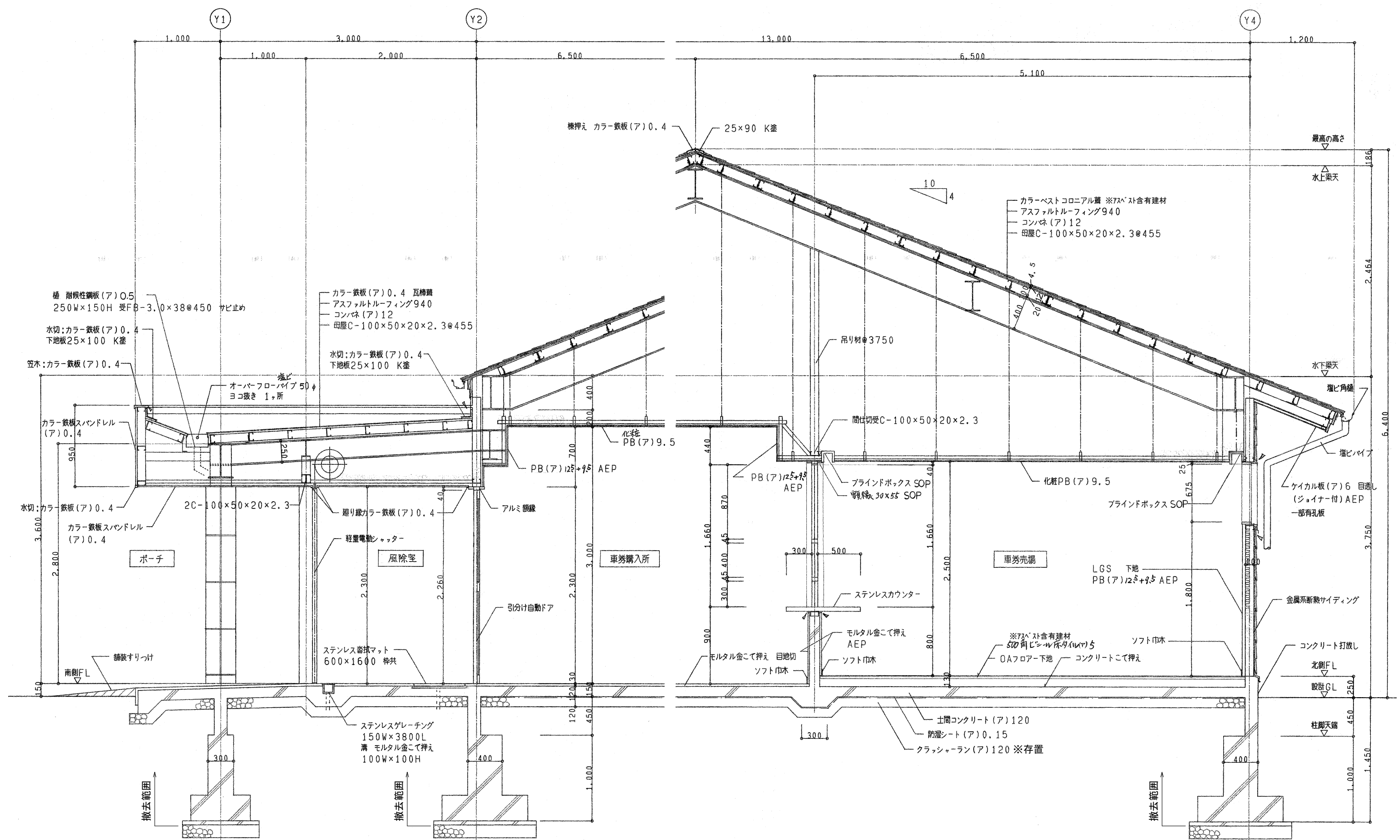
柱巻: カラーアルミ (ア) 2.0 (350×350) — YKK (ステン1N)  
 (巾木はステンレス (ア) 2.0 400#磨き)

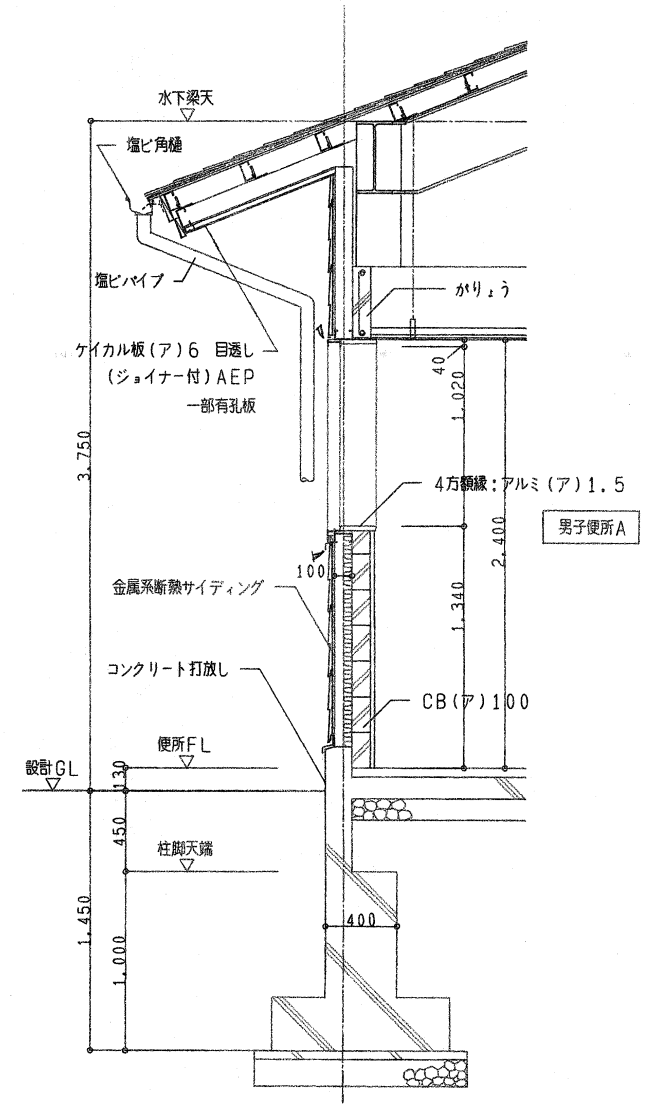
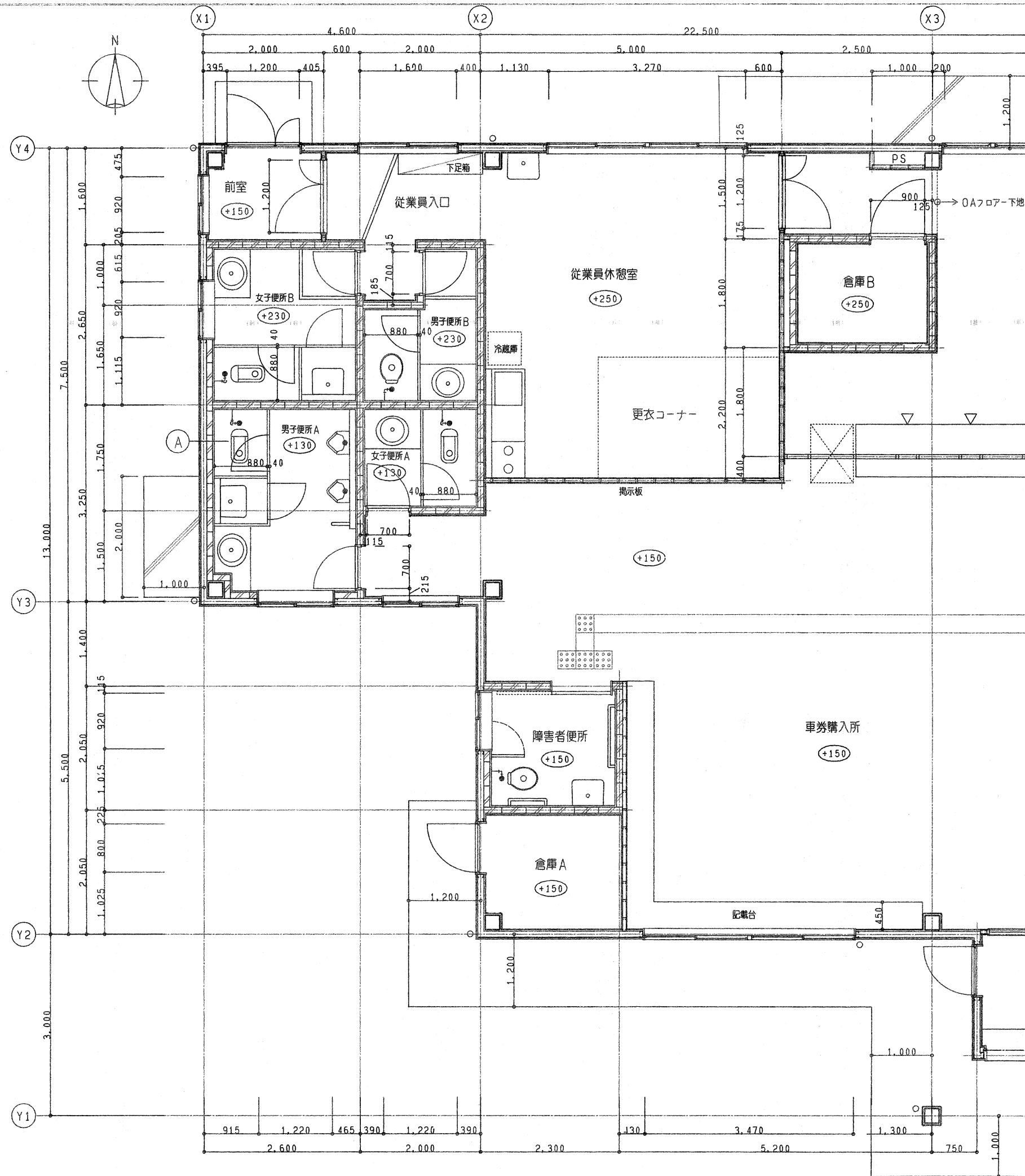


外部仕上リスト		使用材料	
A	カラーベストコロニアル葺 ※72°ス含有建材	クボタ	ワインレッド
B	金属系断熱サイディング横張 (段付)	アイジー工業	純壁 腰H=800ニューグリーン、上部アイボリー
C	コンクリート打放し H=250		
D	カラー鉄板スパンドレル 箱文字プレート450角	淀川製鋼	NO. 120 グリーン
E	軒樋 塩ビ角樋	積水化学	シグマ150 シンチャ
F	縦樋 塩ビパイプ	積水化学	MY-75 シンチャ
	鼻隠し	淀川製鋼	NO. 606 チョコレート
	看板文字		ホワイト (マークはリバーブルー)

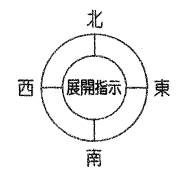


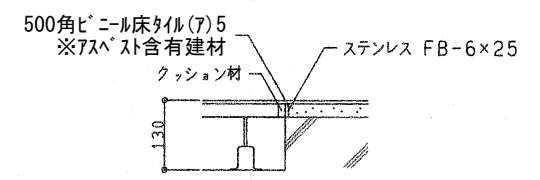
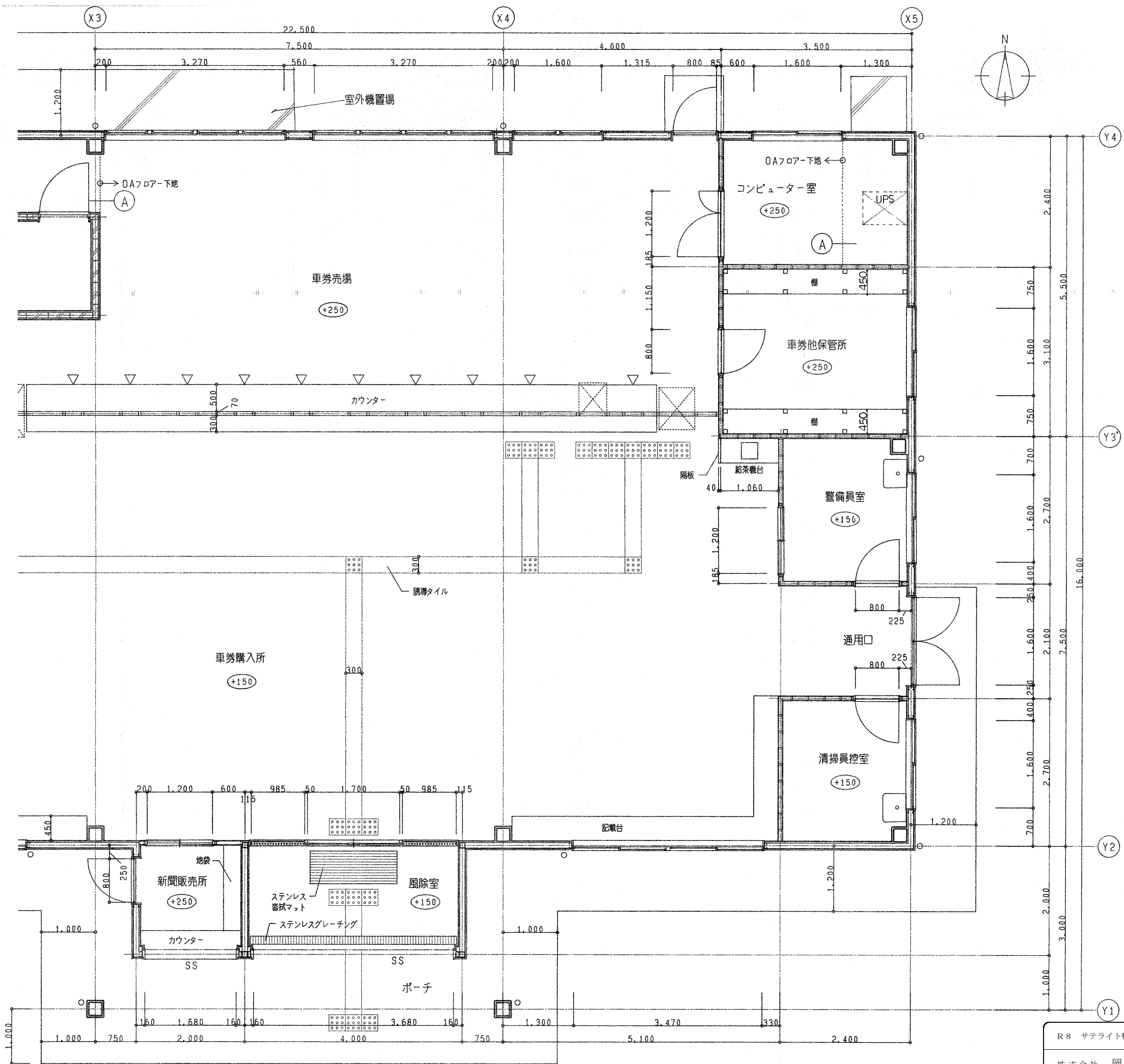
屋根伏図 S=1/100



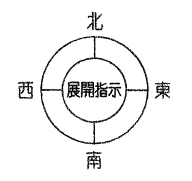


(A) 部分詳細図 S=1/30

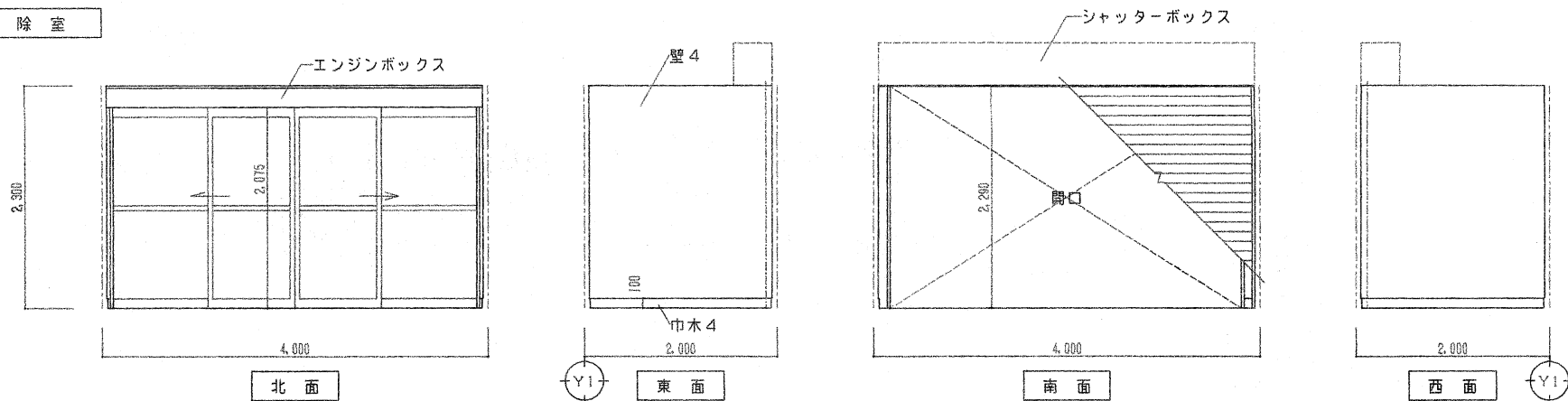




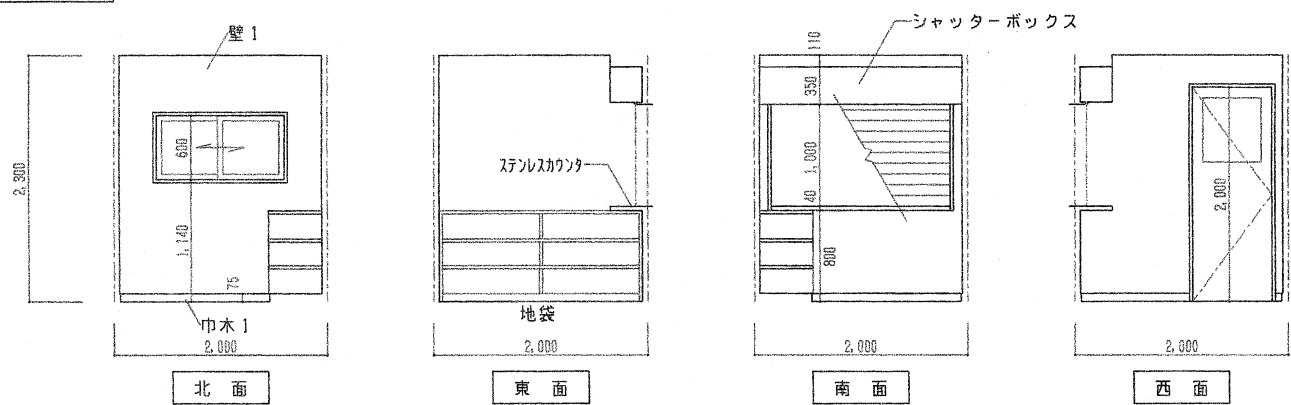
(A) 部分詳細図 S=1/10



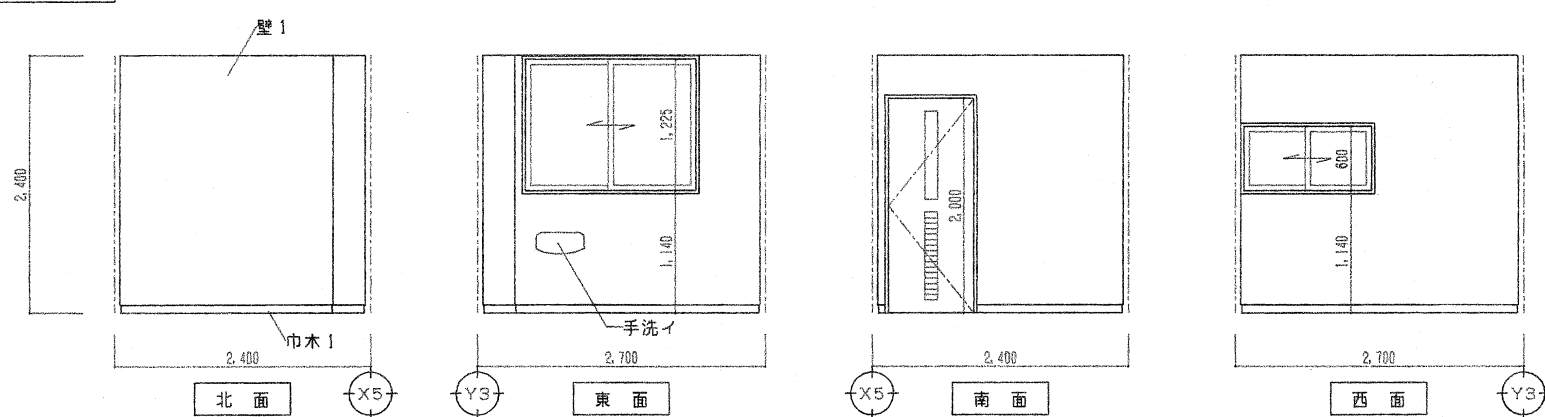
風除廊



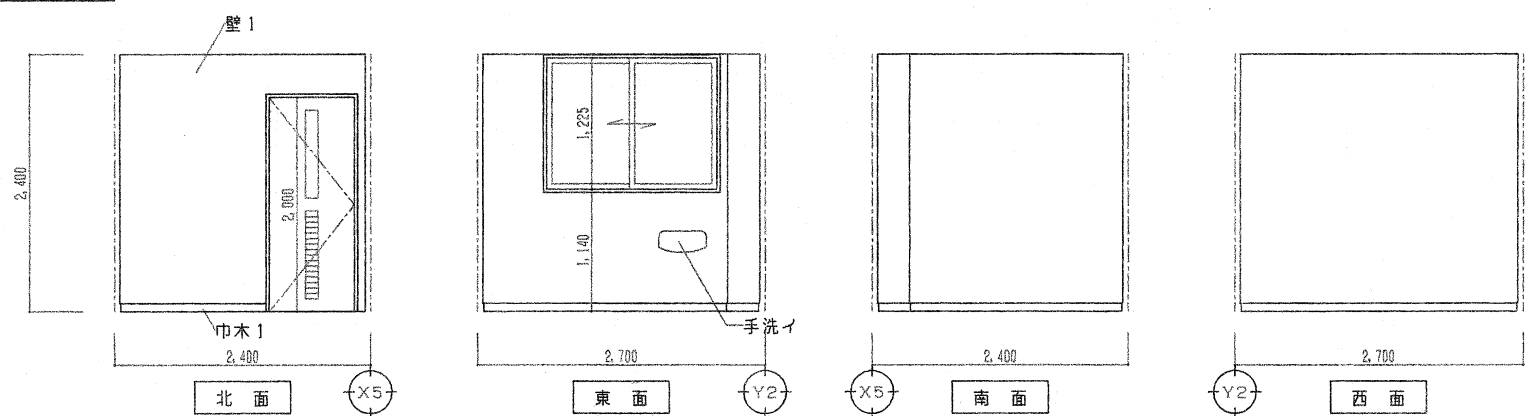
新聞販売所



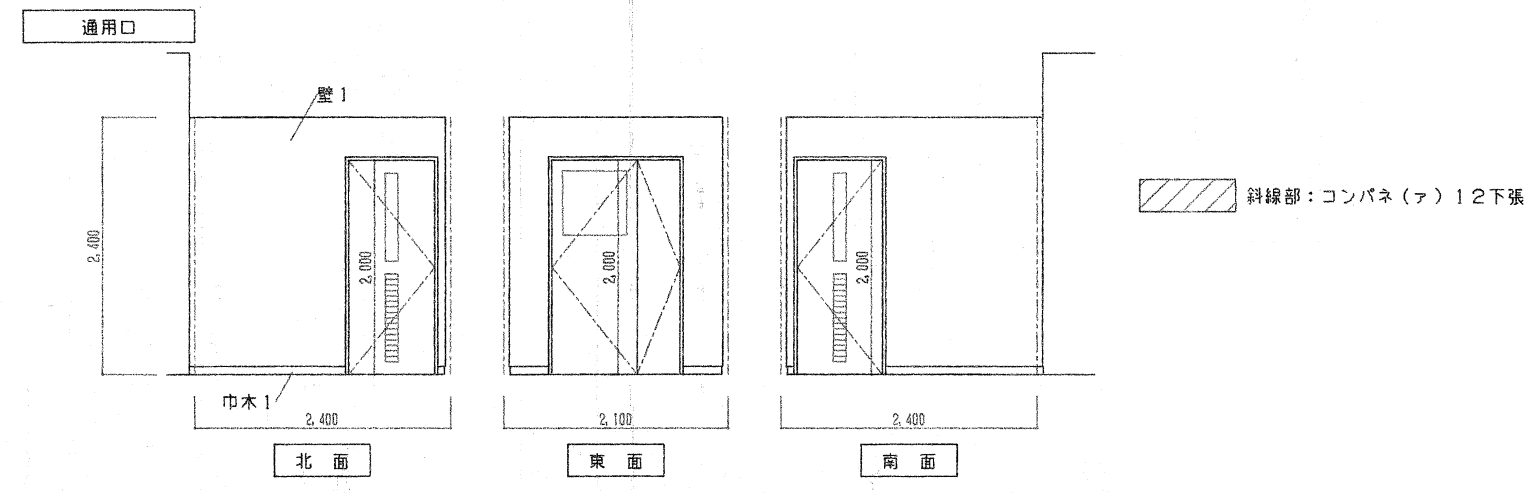
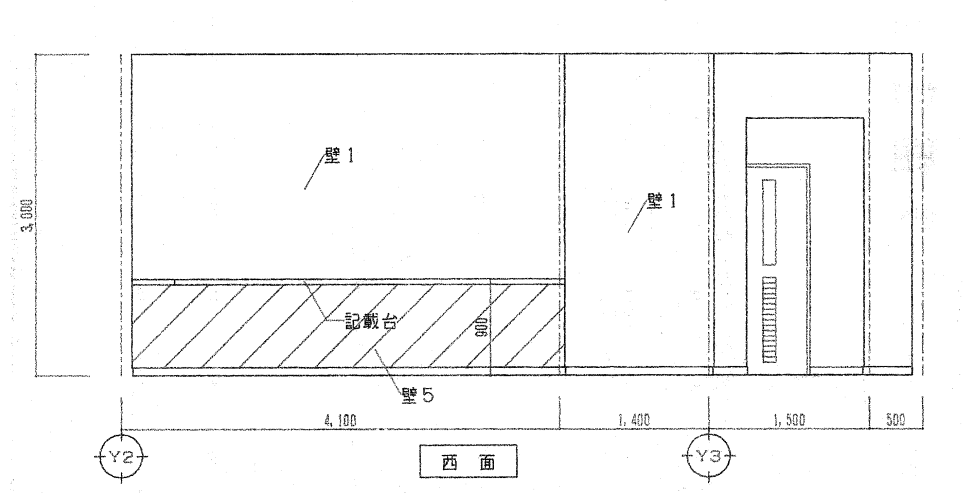
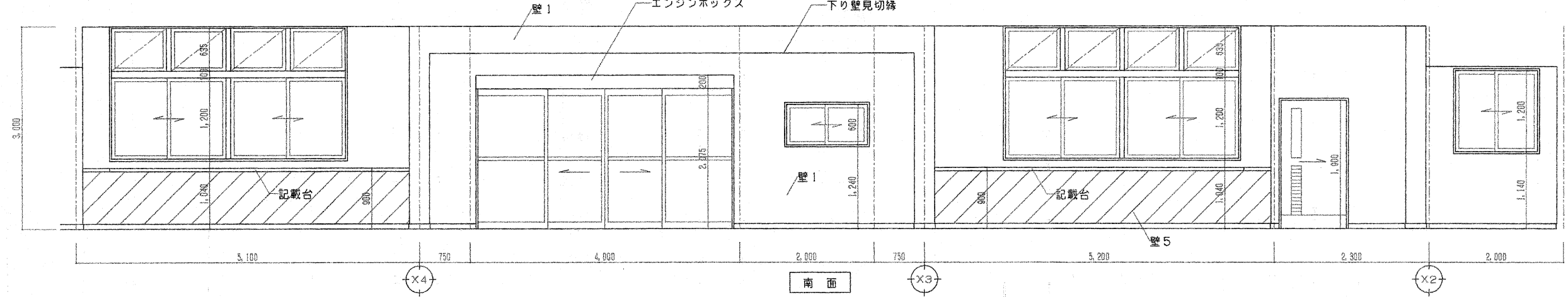
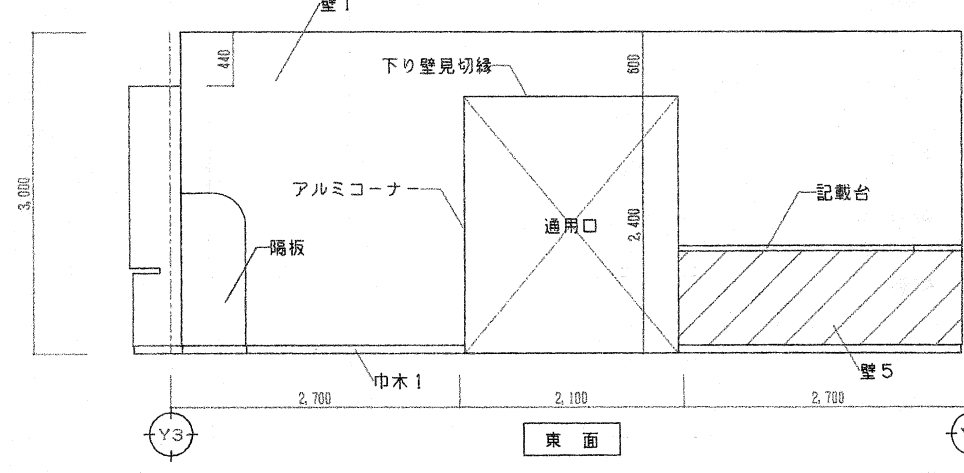
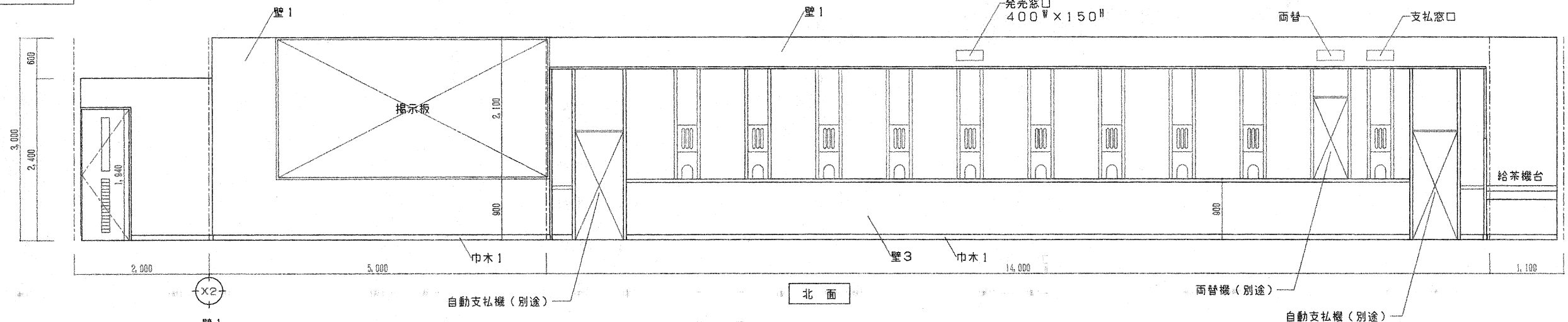
警備員室



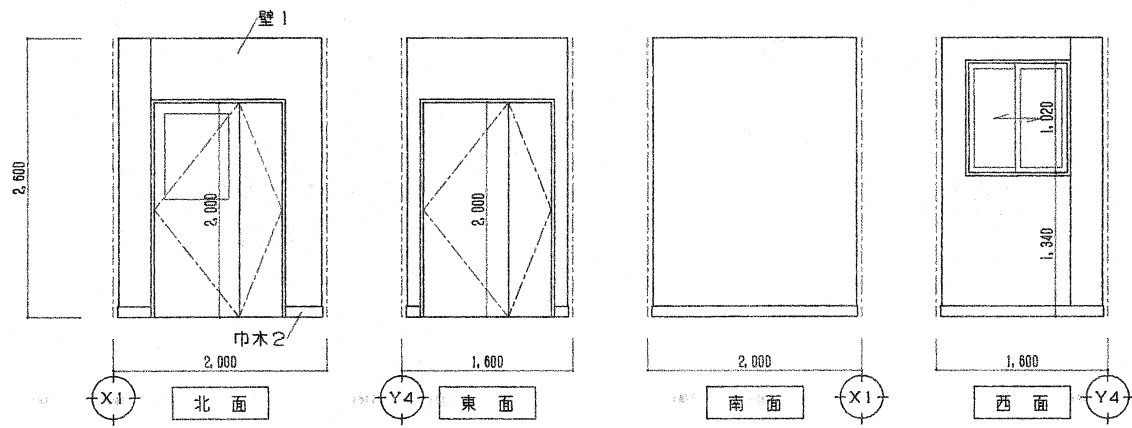
清掃員控室



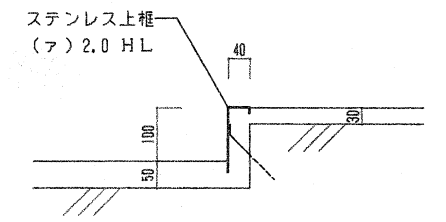
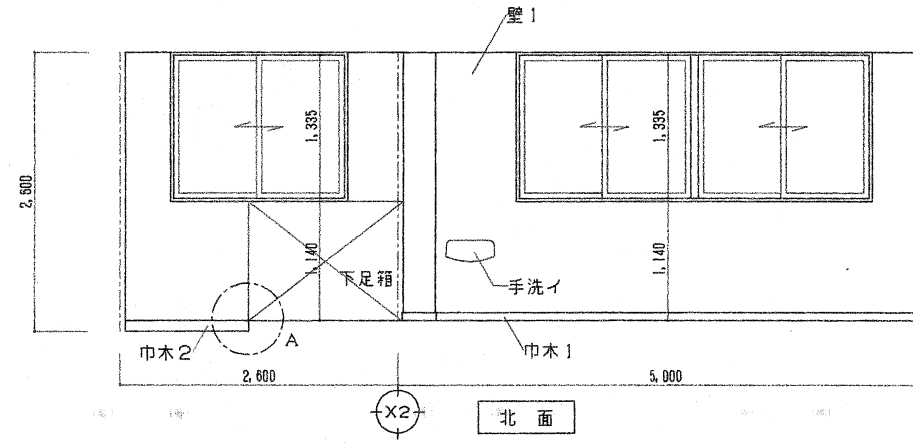
車券購入所



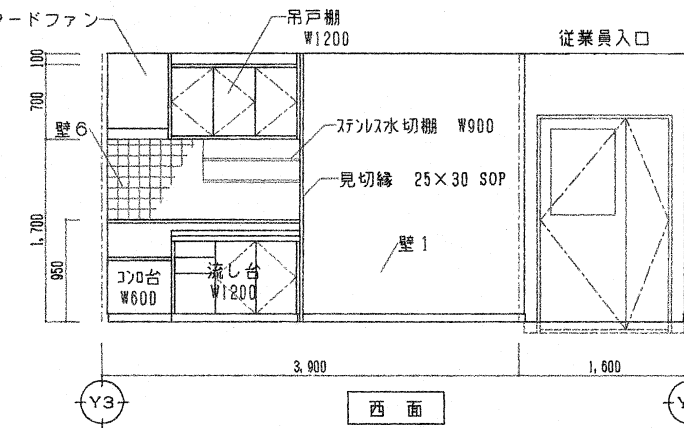
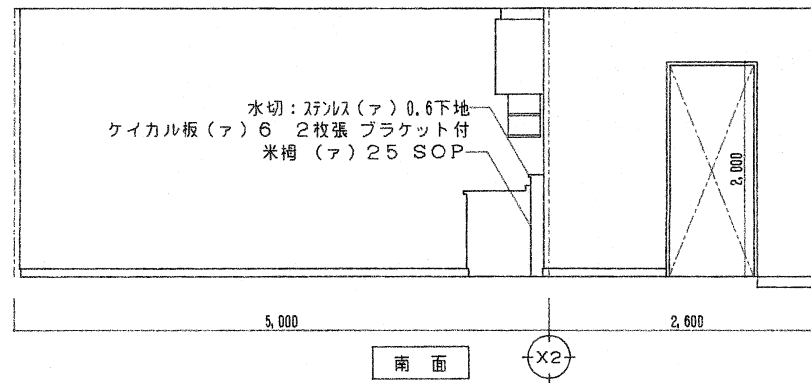
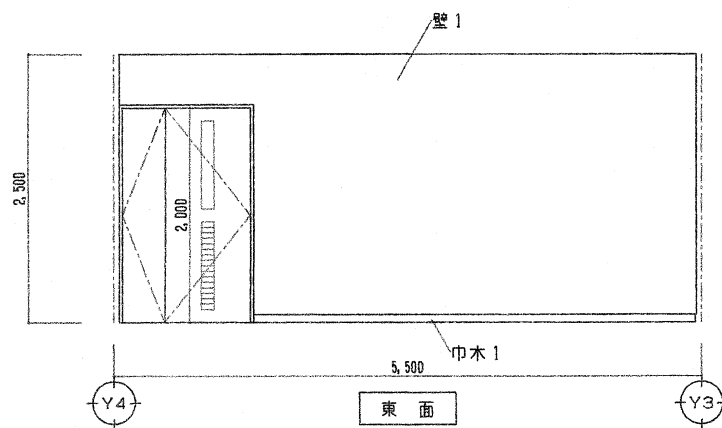
前室



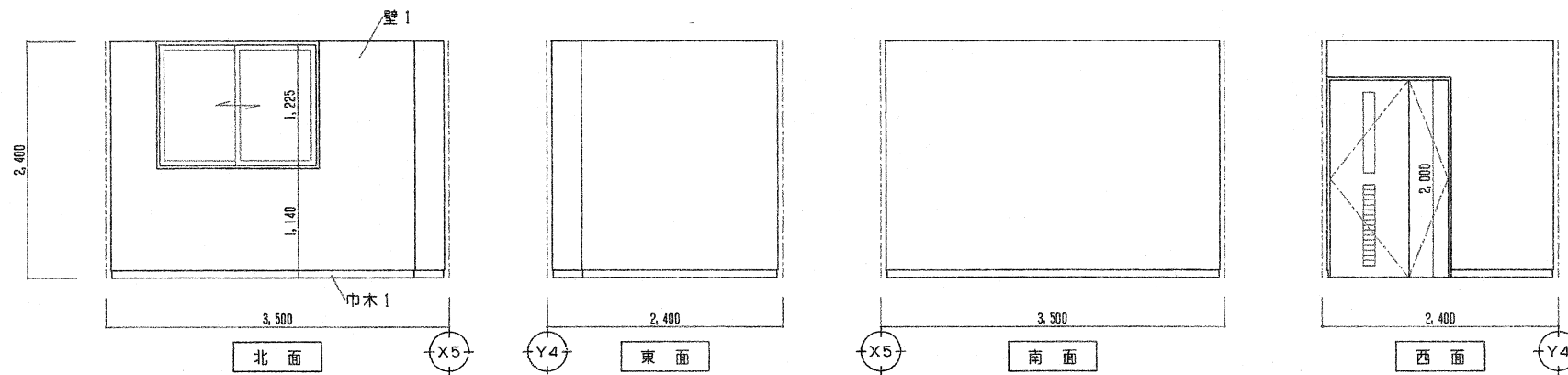
従業員休憩室



A部分詳細図 S=1/10



コンピューター室



流し台	KS-S-120T(R)
コンロ台	KS-K-60BG
吊戸棚	KS-AM-(75+45)
レンジフード	CSV-641K
水切棚	NSR-90-2
(参考) 品番はサンウェブを示す	

車券他保管所

